

## 【参考】被相続人居住用家屋等確認申請チェックシート

(別記様式1-3用 譲渡の時から譲渡の属する年の翌年2月15日までに、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡の場合)

	必要書類	主な確認事項	✓欄
①	被相続人の除票住民票(コピー不可)	被相続人の死亡日、死亡時の居住地	
②	申請者の住民票(コピー不可)	申請者の住定日、居住地 ※相続開始の直前から譲渡の時までの住所の確認	
③	売買契約書(写)	譲渡(引渡)日 契約者、対象地	
④	(i)耐震基準に適合することとなった場合 家屋及び敷地の登記事項証明書(コピー不可) ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書	相続人の人数	
	(ii)取壊し、除却又は滅失の場合 家屋の閉鎖事項証明書及び敷地の登記事項証明書(コピー不可) ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書		
⑤	(i)耐震基準に適合することとなった場合 耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー 工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書又は領収書	耐震基準に適合することとなった時期	
	(ii)取壊し、除却又は滅失の場合 家屋の閉鎖事項証明書(コピー不可) ※未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書又は領収書	取り壊し日、対象家屋	
⑥	相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付け、居住の用に供されていないことがないことの確認書類(いずれか一つ)  ・電気、ガス、水道の閉栓証明書・使用廃止届出書 ・宅建業者と媒介契約を締結し、現況「空き家」かつ「取壊し予定」と表示しているもの ・空き家管理している場合の管理受託証 ・空き家バンクにしている場合の証明書 など  ※水道の状況で確認する場合には、市で確認ができる場合がありますので、自治振興課までご相談ください。		
⑦	家屋取壊後の更地の写真	対象地の状態	

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の書類も必要となります。

⑧(i)	介護保険の被保険者証の写し又は障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証の写し など	要介護、要支援認定	
⑧(ii)	施設への入所時における契約書の写し など	施設名、施設所在地、施設の種類の	
⑧(iii)	被相続人が老人ホーム等へ入所してから相続開始の直前まで、被相続人が家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことの確認書類(いずれか一つ)  ・電気、水道又はガスの契約名義人(支那人)及び使用中止日が確認できる書類 ・老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 ・その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類 など  ※水道の状況で確認する場合には、市で確認ができる場合がありますので、自治振興課までご相談ください。		

※チェックシートは参考であり、必要事項の確認のため、追加で書類提出を求める場合があります。

確認書交付についてのご相談やご不明な点等については自治振興課(☎048-574-8597)へご連絡ください。

備考	
----	--